

5.7.28
1472

第...三...七...號

昭和五年七月二十四日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長官 吉田茂 殿

興信舎牛乳販賣店 配達夫 解雇ニ依ル 紛争ニ付

(茶生ニ解決)

要旨 標記販賣店ニ不配達夫三名解雇之被解雇者ハ他配達夫ヲ煽動シ

別前本局ニ恣横ヲ得テ紛争セリ云々 二十日所轄署ノ介在ニテ圓滿解決ナリ

管下牛込區市ヶ谷山伏町五所在標記販賣店(本文店數ノ所アリ)
ニテハ不良配達夫三名解雇シタルニ被解雇者等ハ関東青果會傷
組合ノ應援ヲ得テ紛争セリ云々 所轄警察署ノ介在ニテ圓滿解決

原 諒 (四)

警 告

標記販賣店ニ不配達夫三名解雇之被解雇者ハ他配達夫ヲ煽動シ
別前本局ニ恣横ヲ得テ紛争セリ云々 二十日所轄署ノ介在ニテ圓滿解決ナリ

三

興信舎牛乳販賣店 配達夫 解雇ニ依ル 紛争ニ付
要旨 標記販賣店ニ不配達夫三名解雇之被解雇者ハ他配達夫ヲ煽動シ
別前本局ニ恣横ヲ得テ紛争セリ云々 二十日所轄署ノ介在ニテ圓滿解決ナリ

興信舎牛乳販賣店

警 告

興信舎牛乳販賣店

警 告

興信舎牛乳販賣店

(四)